

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく
行動計画

－医療法人恵生会－

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。目標は世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の共通目標とします

1. 計画期間 2025 年 9 月 1 日～2027 年 8 月 31 日までの 2 年間

2. 内 容

【目標1】将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に、男性の育児休業取得率を 30%以上とする。

<対策>

- 2025 年 9 月～ トップによる仕事と子育ての両立支援の推進に向けたメッセージの発信
- 2026 年 4 月～ 育児休業等取得者の業務代替者の確保、業務代替者への手当（賃金の増額）等の検討・実施

【目標 2】2027 年 7 月までに、フルタイム労働者一人当たりの法定時間外労働・法定休日労働の合計時間数を、各月 30 時間未満とする。

<対策>

- 2025 年 9 月～ 部署ごとの数値目標の設定
- 2026 年 4 月～ 部署ごとの業務プロセス等の分析・削減と定期的な検証を開始
- 2026 年 9 月～ 管理職の長時間労働是正研修の実施
- 2027 年 4 月～ 残業が一定時間数を超える本人と上司に対する通知・指導等の実施

以上